

【シンガポール】シンガポール、法律改正によりさらに合理化され効率的な知財登録プロセスに

2022年1月20日

ジェトロ・シンガポール事務所

ジェトロ・シンガポールより、シンガポール、法律改正によりさらに合理化され効率的な知財登録プロセスにのお知らせです。

1月12日（水）に議会は知的財産法の改正を承認し、企業による無形資産の使用を促進することで、知的財産（IP）の登録を検討している企業にとって、プロセスがより合理的かつ効率的になる。この改正により、商標の一部が却下された場合でも、国内の商標出願を部分的に受け入れることができるようになる。これは、国際商標出願ではすでに認められている。

また、この改正により、特許文書への一般のアクセスが改善される。シンガポール知財庁（IPOS）は、2017年に Patents Open Dossier を立ち上げ、発明者と一般の人がシンガポールで特許が求められた理由や付与された理由をよりよく理解できるようにした。今般の改正により、IPOS はドキュメントの請求がない場合でも一般に公開することになる。議会は昨日、特許法、商標法、登録意匠法、植物品種保護法、および地理的表示法 2014 を更新する法案を可決した。Tong 氏(Second Minister for law)は、政府は 2022 年 5 月に変更の大部分を実施する予定であると述べた。

情報公開日

2022年1月12日

URL 等

https://www.straitstimes.com/singapore/politics/more-streamlined-and-efficient-ip-registration-process-with-changes-to-the-law?fbclid=IwAR2zvHA2BMpbxJLsmHnC-SkAN3IOVG6ASUNbo7bqVIZP_HI90M3vbnWI9C4

以上

本内容は、日本貿易振興機構が独自に入手している情報に基づくものであり、その後の状況などによって変わる場合があります。また、掲載した情報・コメントは当該機構の判断によるものですが、一般的な情報・解釈がこの通りであることを保証するものではないことを予めお断りします。

